

香川県社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3月13日

香川県知事 浜 田 恵 造

#### 香川県規則第 4 号

香川県社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

香川県社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例施行規則（平成25年香川県規則第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
社会福祉施設等	記録等	社会福祉施設等	記録等
1～4 略		1～4 略	
5 婦人保護施設	略	5 婦人保護施設	略
6 幼保連携型認定こども園	<p>(1) 施設の運営に関する記録</p> <p>ア 教育及び保育の内容に関する全体的な計画（幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）に規定する教育及び保育の内容に関する全体的な計画をいう。）</p> <p>イ 指導計画（幼保連携型認定こども園教育・保育要領に規定する指導計画をいう。）</p> <p>ウ 園児の教育及び保育に関する苦情の内容並びに当該苦情に対する対応の記録</p> <p>(2) 職員に関する記録</p> <p>飲食物の調理等の業務に従事する職員に係る検便の記録</p>		

#### 附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。